

～三次市小規模水稲生産者機械購入支援事業について～

小規模農業者による農地の保全及び農業振興を図るため、基幹作物である水稲栽培に必要な農業用機械(トラクター、田植機、コンバイン)の購入費の一部を補助します。

交付対象となる生産者

- 要件①** 市内に居住し、市内の農地(地目が田であるものをいう。以下同じ。)において水稲を栽培し、出荷・販売している者(※WCSや飼料用米等の非主食用米を含む)
- 要件②** 個人にあっては、世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等を完納し、法人にあっては当該法人が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を完納しているもの

補助金額・補助要件等

- 補助対象:トラクター、田植機、コンバイン
※メーカーが製造し一般に販売する新品のものに限る
- 補助金額:対象経費の10分の1以内(上限30万円)
- 主な補助要件:
 - ① 管理する農地の登記面積の合計が30a以上5ha未満であること
 - ② 「地域計画の区域において農業を担う者」として位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者であること
 - ③ 申請年度の前年産の水稲栽培面積を基準として、3年以内に次のいずれかの条件で規模拡大する計画を有する者であること
 - ア 新たに利用権設定を行い、現況面積より10パーセント以上の農地で規模拡大する者
 - イ 自己所有農地での水稲栽培面積の拡大及び新たに利用権設定を行い、現況面積より20パーセント以上規模拡大する者
 - ウ 自己所有農地のみで、水稲栽培面積を拡大し、現況面積より50パーセント以上規模拡大する者



提出書類(申請時)

- (1) 三次市小規模水稲生産者機械購入支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 営農計画書の写し又は農地の地名、地番、面積及び作物が確認できる書類
- (5) 見積書等補助対象経費を確認できる資料
- (6) 地域計画で、「地域計画の区域において農業を担う者」として位置付けられていることを証する書類又は位置付けられることが確実であることを証する書類
- (7) 個人情報閲覧に関する同意書

※申請書提出期限 毎年2月末まで

問い合わせ先及び提出先

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号
三次市役所 産業振興部 農政課 農林振興係
☎:0824-62-6164 FAX:0824-64-0172

